



平成24年6月8日

東武ビルマネジメント株式会社
取締役社長 國津 則



監督処分に係る業務改善措置について

1. 事実認識

弊社は、この度の監督処分を厳粛に受け止めており、再発防止策を策定し全社をあげて実施中ではありますが、さらに法令遵守を徹底しコンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に努めてまいり所存です。お客様並びに関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けいたしましたことをあらためてお詫び申し上げます。

2. 業務改善に向けた取り組み

① 違反行為の内容及び処分内容の周知徹底

今回の違反行為の内容および監督処分の内容等につきまして、役員ならびに弊社マンション管理業務従事者のみならず全社員に速やかに周知徹底し、全社として再発防止に取り組むことを再確認しました。

② 法の規定の遵守の徹底と研修の継続的な実施

継続的に実施している社員研修・管理者研修において、コンプライアンス研修を更に強化し、法令遵守の重要性を全従業員に再認識させ、コンプライアンスの周知徹底を図ります。

③ 業務管理体制の整備

弊社では再発防止を図るため、マンション会計における業務フローや社内ルールを改善し実施するとともに、その後定期的な監査・業務点検についても実施しております。

今後も、内部監査を徹底し、更なる業務管理体制強化に努めてまいります。

④ 再発防止の策定及び社内教育

再発防止については、本件事案発覚後、管理委託契約を締結頂いている管理組合様において本件同様の事象が生じないかを再点検するとともに、会計業務の見直しと社員教育の徹底、現場管理体制の強化を行って参ります。

再発防止策 1) 全社員へのコンプライアンス教育の徹底

2) 会計業務における相互チェック体制と職務分離の徹底と組織の見直し

3) 監査体制の強化と継続的な業務実施状況の確認

4) 管理員業務の実施状況を的確に把握するための体制強化

3. お問い合わせ先 マンション管理部 電話 03-3623-9813

以上